



2016年7月7日

愛知県教育委員会教育長 殿

教科書申請本閲覧事件に関する再調査を求める請願

住所

氏名 井上 満

1. 請願趣旨

- (1) 教科書申請本閲覧事件に関し、県教委が開示した文書がある。そこには、県教委の調査依頼を受けた春日井市教委が報告したと思われるケースがある。閲覧日時等、以下のような記載である。

- ・日時：H27. 2. 27 (金) 15時30分
- ・場所：春日井市青少年女性センター
- ・内容：社会科副読本編集委員会

- (2) 上記記載内容を手掛かりに、請願者が調べたところ、様々な矛盾が見られた。

- ①春日井市教委が県教委に提出した結果は、10名から聞き取った結果が記載されている。ところが、当日、当該社会科副読本編集委員会の参加者は8名であった。(出張命令書で確認)

●【聞き取り結果報告対象教員＝県教委宛報告】(10名)

- ・校長(小)1名、教頭(中)1名、教諭(小)5名、教諭(中)3名

●【当日の参加教員】(8名)

学校名	職名	教職員名	所属校勤務時間
大手小	校長	渡辺 徹	8:30~17:00
高森台中	教頭	青山 静雄	8:10~16:40
北城小	教諭	柴田 康史	8:30~17:00
不二小	教諭	清水 裕介	8:25~16:55
八幡小	教諭	松浦 尚弘	8:25~16:55
坂下小	教諭	今田 宗孝	8:25~16:55
柏原小	教諭	朝日 貴式	8:25~16:55
東部中	教諭	宮地 守男	8:15~16:45

- ②参加教職員は、みな「勤務時間外」に申請本を見たというが、「勤務時間外」ということは、17:00を過ぎていたと考えざるを得ない。(参加教職員勤務校の勤務時間を確認＝上表参照)

そして、その時間帯(17:00以降)に、それら教職員或いは教科書会社が、当該施設(春日井市青少年女性センター＝レディヤンかすがい)の会議室等を使

用した事実は無い。(右センターH27.2.27「施設利用実績一覧表」で確認)

部屋の外、廊下等で教科書会社社員から説明を受け、申請本を閲覧したというのは、考えにくい。

- ③参加教員の当該出張に関する依頼文書に記載された、当日の内容は以下のごとくであり、聞き取り調査結果＝「市内小中学校で使用する副読本の内容検討」との説明とまったく異なる。(情報公開により「派遣依頼文書」を確認)

●派遣依頼文書(H27.1.8付) ———宛先等省略———

第3回社会科副読本編集委員会の開催について	
記	
1. 日 時	平成27年2月27日(金) 15時00分～
2. 場 所	レディヤンかすがい(第3会議室)
3. 内 容	(1) 本年度事業・活動報告・反省 (2) 平成27年度事業計画の検討 (3) 平成27年度社会科副読本編集委員について
4. その他	

聞き取り調査の結果が正しければ、出張命令権者に対し、虚偽内容の派遣依頼文書を提示したことになりかねない。

「・教科書会社職員と面談、意見交換 ・申請本閲覧」とは記載できなかったということか?

- ④教員等の述べた内容と、教科書会社の社員の述べた内容が、まったく異なる。

教 員	教科書会社社員
・会議の終了後、勤務時間外に、日本文教出版の担当者が来た。	・社会科副読本編集会議に参加 防災関連の表記について説明、質疑応答。
・(校長)教科書会社の担当者から改訂の方向性を聞く機会を設けた。 (教員)北方領土など、新しい表記について簡単な説明を受けた。	・「申請本」の防災に関する一部を提示した。

*「聞く機会を設けた」という校長と、「教科書会社の担当者が来ることは、全く知らなかった」という他の教員の説明の違いにも疑問が湧く。

*「機会を設けた」というのであるから、教科書会社社員が、あたかも会議の終了時刻を察知し、或いは、参加教員等の勤務時間終了時刻を見計らって登場したかのごとき説明は、了解できるものではない。校長が教科書会社社員に事前に依頼したのではないか。そうであるならば、依頼内容の詳細

細は、どのような内容であったのか。

●【春日井市教委に対する校長の説明】

社会科副読本編集委員会（市内小中学校で使用する副読本の内容検討）に「出張」で出席。

その会議の終了後、「勤務時間外」に、日本文教出版の担当者が来て、検定本の現本（いわゆる白本）を持ってきたので、さらっと見た。中学校の教科書が中改訂の次期を迎えるので、副読本改訂の参考とするため、会の終了後に教科書会社の担当者から改訂の方向性を聞く機会を設けた。

北方領土など、新しい表記について、簡単な説明を受けた。（15分ほど）

●【春日井市教委に対する他9名の説明】＝全員同じ内容

社会科副読本編集委員会（市内小中学校で使用する副読本の内容検討）に「出張」で出席。

その会議の終了後、「勤務時間外」に、日本文教出版の担当者が来て、検定本の現本（いわゆる白本）を持ってきたので、さらっと見た。教科書会社の担当者が来ることは、全く知らなかった。

北方領土など、新しい表記について、簡単な説明を受けた。（15分ほど）

*1名だけは、（16分ほど）としている。

●【文科省に対する教科書会社の説明】

春日井市発行の「社会科副読本」編集会議に弊社編集部が参加、防災関連の表記について、説明及び、内容に関する質疑応答。

編集会議終了後に、「申請本」の防災に関する一部を提示いたしました。

- ⑤文科省依頼の調査は、取り敢えず満たされたかもしれないが、上記のような疑問を残したままの調査では、県民として了解できない。1例として春日井市教委の調査結果に対する疑問点を提示したが、県教委の責任において、全県的に再調査すべきである。それが、再発を防ぐための必要最低限の姿勢ではないか。

2. 請願項目

- (1) 申請本閲覧事件について、県教委として再調査をすること。
- (2) 仮に、全県的調査が無理にしても、再度市町村教委提出の調査結果を精査し、春日井市のようなケースが判明した場合は、県教委の責任において再調査すること。

以上